

Go To トラベル事業 「分散型旅行」ロゴマーク使用ガイドライン

2020年11月20日作成

第1条 目的

1. 「Go To トラベル事業」は、地域における経済の好循環の創出とウィズコロナ時代における「安全で安心な新しい旅のスタイル」を普及・定着しようとする事業です。
2. Go To トラベル事業 「分散型旅行ロゴマーク」の使用は分散型旅行の普及と定着を推進していくことを目的とします。
3. 「Go To トラベル 分散型ロゴマーク使用ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)は、上記の目的を達成するために、「分散型旅行ロゴマーク」を使用するに際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

第2条 定義

本ガイドラインで規定する「分散型旅行ロゴマーク」とは、別表1に定めるロゴマークです。

第3条 管理者

「分散型旅行ロゴマーク」の管理者および著作権は、Go To トラベル事務局(以下「事務局」という。)です。

第4条 使用適用人

「分散型旅行ロゴマーク」を使用できるのは、「Go To トラベル」事業の趣旨に賛同し、本ガイドラインの全てに同意する者に限ります。

第5条 使用承認について

「分散型旅行ロゴマーク」の使用に際して、第7条に定める場合を除き、分散型旅行の普及と定着に関する取組であれば、管理者及び著作権者である事務局の承認は必要ありません。

第6条 使用期間

1. 事務局承認日からGo To トラベル事業終了日までとします。
2. 前項に関わらず、第8条に該当した場合には使用を直ちに終了いたします。

第7条 報告

「分散型旅行ロゴマーク」の使用者は、事務局が求めるときは、必要な書類を提出するなど、使用内容を報告することとします。

第8条 使用許可の取消

1. 「分散型旅行ロゴマーク」について、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、

「分散型ロゴマーク」の使用はできません。

- (1) 本ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり、事務局からは是正指示に応じないとき
- (2) 使用内容が、該当の取組の趣旨と著しく異なるとき
- (3) 使用者が「Go To トラベル事業」の信用を傷つける行為を行ったとき
- (4) 使用者が「分散型旅行ロゴマーク」を使用した取組について、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき
- (5) 公序良俗に反するとき
- (6) 使用者が、暴力団または暴力団員、その他暴力団または暴力団員に準じる反社会勢力または人物と関係があることが判明したとき
- (7) 関係法令に違反したとき、並びに明らかに違法と判断される行為を行ったとき
- (8) 使用者が「分散型旅行ロゴマーク」を使用し販売行為を行ったとき

第9条 ガイドラインの変更

本ガイドラインは、事務局により事前の通知なく変更される場合があります。使用者は、適宜掲出されているガイドラインを Go To トラベル事務局公式サイトよりご確認ください。